

国立研究開発法人国立がん研究センター理事会（令和5年度第3回）議事概要

日時：令和5年6月30日（金）10：30～12：00

場所：国立がん研究センター 管理棟 第一会議室 ※Webex 使用

出席者：中釜斉理事長、平沼直人理事、山内英子理事、本田麻由美理事、
小野高史監事、近藤浩明監事、島田中央病院長、大津東病院長

欠席者：間野博行理事、北川雄光理事

I. 前回（令和5年度第2回）議事録の確認

- ・前回議事録について了承。
- ・前回議事録署名人を間野理事と小野監事に依頼。

II. 審議事項

1. 令和4年度決算について

資料に沿って報告された。

【主な意見等】

- ・光熱費や物価上昇などの影響により依然として財務的に厳しい状況が続くことが予測される。光熱費の削減のため、現場での節電キャンペーンなどは行っているのか。また、今後建て替え計画がある柏キャンパスについては、いわゆる、「グリーン・ホスピタル」といった、環境への配慮など SDGs を見据えた持続可能な計画となっているのか。
- 一点目の節電については中央病院では現在行っている。二点目の柏キャンパス建て替えにおける環境配慮の取り組みの詳細については決まり次第ご報告させていただく。
- ・6/30 付監事からの監査報告としては適正であると評価する。また、法人の内部統制システムについても指摘すべき重要事項はないとする。昨年度発足した決算適正化プロジェクトは、一定の成果を得たと考えるものの、依然として固定資産と費用の誤りが監査法人からの指摘があってはじめて判明する、といった事象が10年来続いている。これは上場企業では上場廃止になるレベルの事態である。決算見込みは経営において非常に重要な指標であり、大切にしていきたい。決して担当者任せにせず、ダブルチェックはもちろんの事、それが機能しているかどうか上司からのチェックを密にする必要がある。現状を直視していただき、昨年同様もう一度決算適正化について議論していただきたい。決算見込みの信頼性を確保できるような体制整備を強く要望する。
- 昨年、監事より同様の指摘をいただき、精度を向上させてきてはいるが、まだまだ現場での監視体制が不十分であることを指摘された。今後いかにしてミスをなくすかについて引き続き組織を挙げて議論していきたい。またセンターの内部統制の観点から昨今、個人情報漏洩等、不祥事が連続して発生している状況を憂慮している。改めてセンター内での意識向上のため、幹部職員にはご相談させていただきたい。

2. 令和4年度業務実績評価について

資料に沿って報告された。

3. 調達等合理化計画について

資料に沿って報告された。

【主な意見等】

- ・契約監視委員会が、ガバナンスの徹底についてモニタリング等を行っているのか。ま

た、契約監視委員会のメンバーはどのような構成となっているのか。

- 契約監視委員会では一定期間においてNCCで契約した事項について点検した上で、適正と判断していただいているということを念頭に置いている。また、メンバーについては小野監事、近藤監事をはじめ、NCCの幹部職員に入っただき、適正化に努めていただいている。
 - 契約監視委員会の委員としては、小野（監事）を委員長として、小野・近藤両監事が務め、その他委員として外部から、弁護士、公認会計士に参画いただいている。また、契約監視委員会自体は総務省主管ではあるが、独法化の際、可能な限り競争性のある契約を目指して、一社応札等を排除する目的で設置されている。ただし、実態としては契約監視委員会の前に、内部の委員を中心に構成される契約審査委員会があり、こちらで契約自体についてより詳細に議論されているのが現状である。
4. 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」適用研究に関するご相談資料に沿って報告された。
5. 保有する個人情報及び特定個人情報の保護に関する規程改正（案）について資料に沿って報告された。

【主な意見等】

- ・ 理事会での規程の改正の審議開始までに一年以上のタイムラグが生じた要因と、今後の対策についてお教えいただきたい。
- センターとして、規程改正に遅れが生じたことについては重く受け止めている。一年遅れとなった要因については、個人情報保護の法律が段階的（大きな改正が二回程度）に改正されてきた事、また規程改正については通常他 NC や国立病院機構の改正も参考にしつつ進めることにしているが、今回個人情報保護法の改正内容が非常に多岐にわたるため他組織で改正案ができるのに時間がかかっていたこともあり、NCCでは外部コンサルタントにも依頼して規程改正の準備を進めていたところである。しかし、個人情報の扱いに関してはNCCの診療、研究の現場に影響が大きいと、規程以外の現場レベルでも意見を聞きながら進めていたことなどの原因が重なり、結果的に一年の遅れが生じてしまった。いずれにせよ本件は深く反省し、今後注意していきたいと考えている。
- 事情については理解した。現場の混乱を防ぐため今後もタイムリーにフィードバックを続けていただきたい。

III. 報告事項

1. NCC 発ベンチャーの株式・新株予約権取得・保有に向けた会計規程の改正及び取扱細則等の制定について資料に沿って報告された。
2. 政府の会議の状況資料に沿って報告された。
3. 広報実績等資料に沿って報告された。

【主な意見等】

- ・ 公式ホームページについては一般の方々からの関心も高く、非常に重要であると考えている。「NEWS」の中に「職員の懲戒処分について」が上がっていたが、そのようなネガティブな情報については必ずしも公表しないといけないのか。社会や患者さんに

動揺とネガティブな印象を与えかねないと危惧している。

- 懲戒処分については職員懲戒規程に定められており、すべてを公開しなければならないということは無く、具体的には業務に関する事案は原則公表、業務に関しないものでも停職以上は公表とされている。今回は業務に関連する事案であったので、公表している。公表の仕方については従来より HP 掲載という方法を取っていたのでそれに沿って実施した。
- NCC の懲戒規程の公表基準は人事院が示した公表指針に準ずる形で他 NC と同様に定められている。
- 「職員の懲戒処分について」というタイトルをもう少し柔らかい表現に見直しすることも含め検討いただきたい。
- ご指摘を踏まえて、タイトルの表記について検討したい。
- 表現方法の見直しに加え、懲戒処分となるような不正を起こさない努力も大変重要である。
- 懲戒処分の公表期間については定められているのか。大学等では半年を目安にしているところもあると聞いている
- 公表期間についての定めは特にないが、1年を目安としている。

4. 投資委員会報告

資料に沿って報告された。

5. 5月分医業件数等

資料に沿って報告された。